

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第三章 小作調停

第二節 小作官の法外調停

小作官は小作調停事件の実情を調査したり、事件の解決について調停主任や調停委員に協力する等調停にかんする多様な事務を担当するが、このほか、調停の申立てがないばあいでも争議の未然防止につとめ、また争議が発生して調停申立のないばあいもその解決に斡旋の労をとることがある。後者がいわゆる法外調停である。

小作官の法外調停事件は、一九三七年には二三九件、その関係土地面積二、一一四町歩（一件当たり平均八・八町）、関係人員は四、〇二〇（地主七九五、小作人三、二二五、一件当たり平均一六・八人）であった。すなわち、法律にもとづく小作調停事件にくらべると、その事件の規模は概して大きいのが特徴である。法外調停事件数は戦時下にあってもそれほど減少せず、たとえば一九四〇年で二四二件、翌四一年には二二五件であった。一件当り平均関係土地面積は、四〇年で一・五町、四一年で一五・三町、また一件当り人員もそれぞれ二九・七人と二五・一人であるから、小作調停事件にくらべて、また調停にかからぬ小作争議にくらべても、相当大きな規模といわねばならぬ。

「昭和十六年農地年報」は、法外調停と法律にもとづく小作調停について、つぎのように述べている、――

「今過去数年間に於ける全国の状況を概観するに年に依り多少の差こそあれ北海道、東北地方及関東地方に於ては小作官の法外調停を利用すること少く、関西、四国及九州地方に於て多きを観る。而して昭和十六年に於ける法外調停事件の取扱件数多き地方は奈良、大分、広島、三重、滋賀等の諸県なり。」（同報告書四五ページ）。

法外調停事件にあっても、地主・小作人の要求事項は小作争議あるいは小作調停事件のばあいと同様、小作料に関するものと、小作地の返還、小作契約の継続に関するものがその大部分をしめている。たとえば一九四一年において、小作料高額や滞納等を原因とする法外調停事件は一一三件、これに対し小作契約の継続・消滅に関する土地問題関係事件は八六件であった。これら事件の結末をみると、調停の成立したもの二一六件、未済八件、不成立一件となっている。

右の調停の成立した事件について決められた調停条項の内容をみると、小作料の一括支払いを内容とするもの九件、分割支払いを内容とするもの七件、小作料の一時的減額を決めたもの八九件、永久減額が一二件で、このほか小作料を改定したものが六件であったが、小作料の値上げを決めたものはなかった。また、小作継続を決めた条項が四〇件、これに対し小作地の全部返還となったもの六件、一部返還は八件、さらに小作人に小作地を売り渡すことを決めたものが一三件あった。土地返還を決めた事件について、小作権または永小作権の補償あるいは作離料の支給を決めたものが二四件あり、作物や土地改良費等の賠償を内容とするものが一件であった。最後に、小作継続を決めたものについて、将来の小作条件として奨励米・俵装料等の支給を決めたものが三件、

凶作時における減免方法や減免率を決めたもの三件、小作地の転貸・地目変更の制限等を決めたものが一件、さらに小作米の品等、俵装等を確定したもの三件、小作料の納期・納入先等を決めたものが二件であった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
